

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十一号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般社団法人広島県医師会

##### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。